

# 株・外貨の損失、節税に生かす

年末に近づくにつれて、気が出月で利益を出したり、逆に損が出たりする人は目立つ。

具体的には、含み損益になつて、いる銘柄について「いつたん年に損益を実現させ、年明けの確定申告で損益通算をするのが一案（辻・本郷税理士法人の浅野恵税理士）だ。個人投資家の多くは証券会社の「源泉徴収ありの特口座」を使う。株式や投資信託売却して利益を出したり、配当分配金を受け取つたりすると、

○ ○

（12月）の所得（稼ぎ）に対し課税されるからだ。少額投資非課税制度（NISA）を使って株式投信などで運用する場合は、金の心配はないが、課税口座の引では節税対策を考えたい。

万2000円台に乗せ、史上最高値を更新した。ところが8月5日には前営業日比4451円安と去最大の下落幅を記録するなど、乱が続いた。為替相場も年初はドル＝140円台だったが、6月は一時、1ドル＝160円台と37ぶりの円安・ドル高水準を付け、その後の値動きも比較的大きい。株式や投資信託、外貨預金など運用で利益を出したり、逆に損が出たりする人は目立つ。

年末に近づくにつれて、気にするのが所得税、住民税。1年間(～12月)の所得(稼ぎ)に対し課税されるからだ。少額投資非課税制度(NISA)を使って株式株式投信などで運用する場合は、金の心配はないが、課税口座の引では節税対策を考えたい。

#### 株式、株式投信の収益や為替差損益の税金

種類	収益	課税方式	税率※	上場株式、公募株式投信の売却損	外貨預金の為替差損
上場株式、 公募株式 投信	売却益	申告分離または申告不要	所得税15%、住民税5%	○	×
	配当、分配金	申告分離、総合、申告不要のいずれか	申告分離、申告不要は所得税15%、住民税5%。総合は累進税率	○	×
外貨預金	為替差益	総合	累進税率	×	○
	利子	源泉分離	所得税15%、住民税5%	×	×

※所得税は復興特別所得税を除く

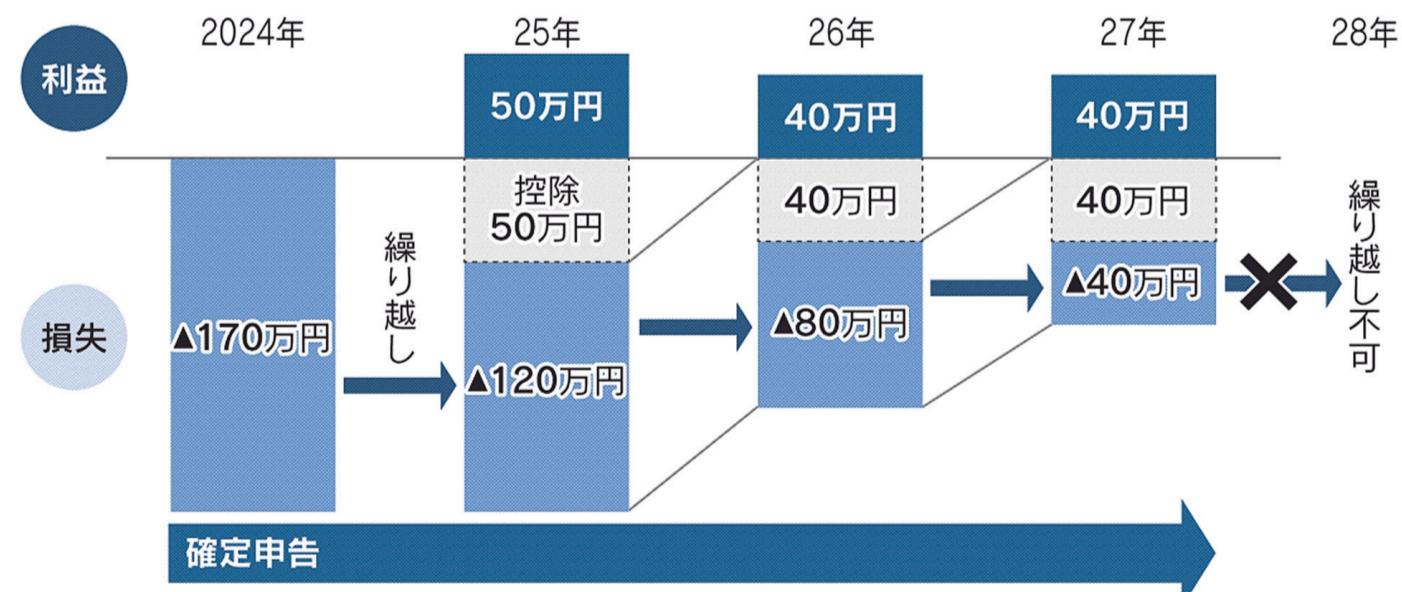
#### 損益通算により税負担を減らす(例)

2024年		B証券の損失を実現させず、 損益通算しない場合の所得 税、住民税	B証券の損失を実現し て損益通算する場合の 所得税、住民税
A証券口座の 株式売却益	100万円	A証券での 税額	$100\text{万円} \times 20\% = 20\text{万円}$
B証券口座の 株式含み損	▲50万円	B証券での 税額	実質利益(100万円 - 50万円) $\times 20\% = 10\text{万円}$
損益通算後の 金額※	50万円	合計	20万円
			10万円

(注)所得税率は15%（復興特別所得税を除く）、住民税率は5%の計20%  
※はB証券の損失を実現した場合

## 繰越控除の例

(2024年に株式売却損が170万円あり、翌年以降、繰越控除)



## 為替差損益の損益通算の例

為替差益 50万円	+	会社員の副業での損失 ▲20万円	=	損益通算後の所得 30万円
為替差損 ▲20万円	+	会社員の副業での利益 50万円	=	損益通算後の所得 30万円
	+	公的年金の所得 110万円	=	損益通算後の所得 90万円

(注)利子は別途源泉分離課税。▲はマイナス

翌年以降に繰り越しも

2024年は株式相場や為替相場が大きく変動している。株式や外貨預金の運用で多額の利益を出した人がいる半面、損失が出てしまった人も少なくないだろう。損失が出た場合には、所得税や住民税が節約できる仕組みがある。今年も残り2カ月。そろそろ節税対策に着手しよう。

「最近、保有銘柄の一部を売却し、約10000万円の損失が出た」。東京都在住の会社経営者Aさん(75)は話す。複数の証券会社でおよそ1億円を株式投資に充ててきただが、今年、保有する中小型成長株が買値の3分の1まで下落。その後の回復もはかばかしくなく、売却に踏み切った。別の口座では約100万円の含み益があるが、こちらも近く売却する予定がある。「損益通算や繰越控除で節税する」と話す。

の都度、所得税15%（復興特別  
得税を除く、以下同じ）、住民  
5%の計20%の税金がかかる。  
金は証券会社が源泉徴収する。

同じ口座で株式などの売却損  
出れば、証券会社が他の売却益  
配当などの利益と相殺するため  
税対象額が減り、税額も減る。  
じ口座の取引は証券会社が年間  
通して税金の計算や納税をする  
自分で手続きする必要はない。

ただ源泉徴収ありの特定口座  
も複数の口座を保有し、その中  
年間の売却損益がプラスとマイ  
スの口座が両方あれば、それら  
損益を合計する「損益通算」を  
ると節税ができる。この手続きは  
券会社は対応しないので、個人  
自分で確定申告する必要がある

例えばA証券の口座で100  
円の株式売却益を得る一方、B

税 所 が や が 同 課 税 住民税（5万円）が天引きされて いる。B証券は課税される利益がないので税額はゼロ。全体の納税額は20万円となる。

確定申告の際、株式などの売却益は「申告不要（源泉徴収のまま）」、または確定申告して他の運用益と合計する「申告分離課税」を選べる。損益通算したい場合は、「申告分離課税」を選ぶ。

申告不要だと利益は100万円で税額は20万円だが、申告分離課税を選択すると課税対象となる株式売却益はA証券とB証券の通算差額であるプラス50万円になる。所得税額はその20%である10万円（所得税7万5000円、住民税2万5000円）となり、納税済

3年間繰り越せる。例えば今年、損益通算後も150万円の損失が残れば、2025～27年の利益と通算できる。「損失の繰り越しをするには毎年の確定申告が必要になる」（ランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士）

○ ○

「今の段階で解約すると約700万円の為替差益が発生する」。神奈川県在住の会社役員Bさんは、「(62)はこう話す。「中長期的に円安傾向が続く」と見て数年前から外貨預金での運用を積み上げ、現在約2000万円運用する。「為替差益は課税されるので、今年解約するかどうか迷っている」という。

国内の金融機関に預けた外貨預金で為替差損益が発生した場合

徵收され納税が終わる源泉分離税だ。

一方の為替差益は「雑所得」して扱われる。給与所得者などは、確定申告をして納税する必がある。為替差益も「申告する要がある」（藤曲武美税理士）。

為替差益は同じ雑所得にあたる。副業の損失などと損益算ができる。為替差損が出る場合、「公的年金や企業年金、会社員副業の所得などと通算できる」（田野税理士）。例えば、外貨預金為替差益が50万円あつた会社員副業で20万円の損失（赤字）をしていたら、課税対象となる雑所得は通算後の30万円となる。公年金の所得が110万円あるが、為替差損20万円を出したら通算後の所得は90万円にできる。

みの20万円との差額10万円（同）  
が還付・軽減される。

も、節税できる場合がある。外預金の収益は利子と、外貨から戻したときの為替差益の2で、それに所得税、住民税かかる。利子は、支払時に所得